

昭和二十七年四月二日提出
質問 第二一七号

不完全保有農家の主要食糧保有量に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十七年四月二日

提出者 竹村奈良一

衆議院議長 林 讓 治 殿

不完全保有農家の主要食糧保有量に関する質問主意書

一 昭和二十七年三月一日以降、不完全保有農家の保有米消費基準量を

年 令 別 旧 新

〇才—五才未満 二合 一・三合

五才—一五才未満 三・五合 二・三合

一五才以上 三・八合 二・五合

平 均 三・五合 二・三合

とする各都道府県経済部長の通牒が出されているが、これは政府の指示によるものであるか。又、政府の指示によるものであるとすれば、いかなる理由及び根拠に基くか。

二 その通牒によれば、この措置によつて生じた消費減量を、クーポンによる麦類の配給によつて補おう

としているが、政府は麦の配給統制を近く廃止すると言明している現在、これは不完全保有農家に対する事実上の米食率切下げであるが、政府の考えはどうか。

三 このような米食率の切下げは、不完全保有農家の支出増になると同時に、事実上、農業労働を食糧の面から圧迫し、収穫期等における労働能力の低下を招来する虞れがあるが、政府は、収穫期等繁忙期に、不完全保有農家に対して国内産米による特別加配等の措置をとる考えはあるか、否か。

四 この不完全保有農家に対する米食率切下げを、不当にも不完全保有農家に対してのみ適用したのは、いかなる理由及び根拠に基づくか。又、これが一般農家、一般消費者にまで波及されるようなことは将来にわたつてないか。

右質問する。